

『平成17年度施策実施状況調書』

施策名	地方公共団体の行政運営における公正の確保と透明性の向上		担当部局名	自治行政局 行政体制整備室																															
上位政策との関係(上位政策目標への貢献)	<p>地方公共団体の行政運営の公正の確保と透明性の向上のためには、地方公共団体が行う処分、届出及び行政指導の行政手続を住民に明らかにすることで、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益を保護する観点から、行政手続条例(要綱を含む。以下同じ。)を制定していく必要がある。</p> <p>また、地方行政に係る情報を誰でも入手することができるようにすることで、地方行政運営のあり方を住民に明らかにするという観点から、地方公共団体において情報公開条例(要綱を含む。以下同じ。)を制定していく必要がある。</p> <p>このため、行政手続条例の制定状況及び情報公開条例の制定状況を主な指標として設定する。</p>																																		
主な指標の状況	主な指標等	目標値	目標年度																																
	地方公共団体の行政手続条例の制定状況	100%	18年度	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年3月</th> <th>平成15年3月</th> <th>平成16年3月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体(100.0%)</td> <td>47団体(100.0%)</td> <td>47団体(100.0%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>12団体(100.0%)</td> <td>12団体(100.0%)</td> <td>13団体(100.0%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>3,205団体(99.1%)</td> <td>3,203団体(99.4%)</td> <td>3,126団体(99.5%)</td> </tr> <tr> <td>※団体数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>12団体</td> <td>12団体</td> <td>13団体</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>3,234団体</td> <td>3,223団体</td> <td>3,142団体</td> </tr> </tbody> </table>		平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月	都道府県	47団体(100.0%)	47団体(100.0%)	47団体(100.0%)	政令指定都市	12団体(100.0%)	12団体(100.0%)	13団体(100.0%)	市区町村	3,205団体(99.1%)	3,203団体(99.4%)	3,126団体(99.5%)	※団体数				都道府県	47団体	47団体	47団体	政令指定都市	12団体	12団体	13団体	市区町村	3,234団体	3,223団体
	平成14年3月	平成15年3月	平成16年3月																																
都道府県	47団体(100.0%)	47団体(100.0%)	47団体(100.0%)																																
政令指定都市	12団体(100.0%)	12団体(100.0%)	13団体(100.0%)																																
市区町村	3,205団体(99.1%)	3,203団体(99.4%)	3,126団体(99.5%)																																
※団体数																																			
都道府県	47団体	47団体	47団体																																
政令指定都市	12団体	12団体	13団体																																
市区町村	3,234団体	3,223団体	3,142団体																																
地方公共団体の情報公開条例(要綱)の制定状況	100%	18年度	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成14年4月</th> <th>平成15年4月</th> <th>平成16年4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体(100.0%)</td> <td>47団体(100.0%)</td> <td>47団体(100.0%)</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>12団体(100.0%)</td> <td>13団体(100.0%)</td> <td>13団体(100.0%)</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>2,610団体(80.8%)</td> <td>2,877団体(89.9%)</td> <td>2,890団体(92.9%)</td> </tr> <tr> <td>※団体数</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>都道府県</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> <td>47団体</td> </tr> <tr> <td>政令指定都市</td> <td>12団体</td> <td>13団体</td> <td>13団体</td> </tr> <tr> <td>市区町村</td> <td>3,229団体</td> <td>3,200団体</td> <td>3,110団体</td> </tr> </tbody> </table>		平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月	都道府県	47団体(100.0%)	47団体(100.0%)	47団体(100.0%)	政令指定都市	12団体(100.0%)	13団体(100.0%)	13団体(100.0%)	市区町村	2,610団体(80.8%)	2,877団体(89.9%)	2,890団体(92.9%)	※団体数				都道府県	47団体	47団体	47団体	政令指定都市	12団体	13団体	13団体	市区町村	3,229団体	3,200団体	3,110団体
	平成14年4月	平成15年4月	平成16年4月																																
都道府県	47団体(100.0%)	47団体(100.0%)	47団体(100.0%)																																
政令指定都市	12団体(100.0%)	13団体(100.0%)	13団体(100.0%)																																
市区町村	2,610団体(80.8%)	2,877団体(89.9%)	2,890団体(92.9%)																																
※団体数																																			
都道府県	47団体	47団体	47団体																																
政令指定都市	12団体	13団体	13団体																																
市区町村	3,229団体	3,200団体	3,110団体																																
施策の主な実施手段の状況	予算執行を主とするもの	該当なし																																	
	制度の企画・運用を主とするもの	該当なし																																	
	情報提供等を主とするもの、その他	項目	概要																																
		行政手続条例及び情報公開条例の制定の促進	<p>地方公共団体の行政手続条例の制定状況及び情報公開条例の制定状況の調査、調査結果の公表</p> <p>各種会議や通知等における地方公共団体に対する必要な助言及び情報提供(報道発表、ホームページ掲載等を含む。)</p>																																
(業務改善への取組状況) 地方公共団体の行政手続条例の制定状況及び情報公開条例の制定状況を調査し、各種会議や通知等において必要な助言を行うとともに、情報提供(報道発表、ホームページ掲載等を含む。)を行うことにより、未だ条例を制定していない地方公共団体に対して制定を促した。																																			
本施策に関する課題等の状況	(課題等の状況) ・今後も引き続き必要な助言及び情報提供を行うことにより、両条例の制定を促していくことが必要。 ・今国会(第162常会)に提出された行政手続法の一部を改正する法律案の規定を踏まえ、地方公共団体に対し助言等を行っていく必要がある。		予	制	情																														
本施策に関する専門家の意見等	「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」において、地方公共団体の透明性の確保と説明責任について検討していただいた。																																		
本施策に関する主な資料	<p>・「行政手続条例等の制定状況」(平成17年1月総務省発表資料) http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050128_3.html</p> <p>・「情報公開条例(要綱等)の制定状況調査の結果」(平成16年7月総務省発表資料) http://www.soumu.go.jp/s-news/2003/030722_2.html</p> <p>・「分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会」 http://www.soumu.go.jp/iken/kenkyu/050415.html</p>																																		